



山形県公報

平成19年12月18日(火)
第1901号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則の一部を改正する  
規則..... (生活安全調整課) ...1573

### 訓 令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令..... (人 事 課) ...1574

### 告 示

道路の区域の変更..... (置賜総合支庁建設総務課) ...1575  
県道の供用の開始..... ( 同 ) ... 同  
開発行為に関する工事の完了..... (村山総合支庁建築課) ... 同  
同..... ( 同 ) ...1576  
同..... (置賜総合支庁建築課) ... 同

### 教育委員会関係

#### 告 示

山形県教育委員会12月定例会の招集..... 同

### 公 告

平成19年度2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集..... (市 町 村 課) ...1577  
特定調達契約に係る落札者の公告..... (庄内総合支庁水産課) ... 同

## 規 則

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年12月18日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第117号

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山形県犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくり条例施行規則(平成19年3月県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号ヲ中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

訓 令

山形県訓令第27号

中  
行 出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月18日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第3 産業経済部の項商工労働観光課の項貸金業の規制等に関する法律に關すること。の項を次のように改める。

|             |                                               |                                                                       |
|-------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 貸金業法に關すること。 | 1 第5条の規定による登録及び通知に關すること。                      | 1 第8条第1項の規定による届出の受理に關すること。                                            |
|             | 2 第6条の規定による登録の拒否及び通知に關すること。                   | 2 第10条第1項の規定による届出の受理に關すること。                                           |
|             | 3 第24条の6の11第2項から第4項までの規定による社内規則の作成の命令等に關すること。 | 3 第12条の3第8項の規定による届出の受理に關すること。                                         |
|             |                                               | 4 第24条の6の2の規定による届出の受理に關すること。                                          |
|             |                                               | 5 第24条の6の9の規定による事業報告書の受理に關すること。                                       |
|             |                                               | 6 第24条の6の10（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場 |

|  |  |  |                                                 |
|--|--|--|-------------------------------------------------|
|  |  |  | 合を含む。)の<br>規定による報<br>告の徴収及び<br>立入検査等に<br>関すること。 |
|--|--|--|-------------------------------------------------|

附 則

この訓令は、平成19年12月19日から施行する。

告 示

山形県告示第1117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成19年12月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 糠野目亀岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 東置賜郡高島町大字山崎字上在家50番1から<br>同 大字入生田字川北1486番1まで | 旧    | 28.4メートル<br>と<br>7.4  | メートル<br>260 |
| 同 上                                         | 新    | 30.0メートル<br>と<br>11.3 | 同 上         |

山形県告示第1118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成19年12月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成19年12月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 糠野目亀岡線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高島町大字山崎字上在家50番1から  
同 大字入生田字川北1486番1まで
- 3 供用開始の期日 平成19年12月18日

山形県告示第1119号

次の開発行為は、完了した。

平成19年12月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年11月19日 指令村総建第5016号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
上山市金生西二丁目2-1、2-2、2-10、2-11の一部、2-12、2-13
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上山市金生西二丁目2番9号  
五十嵐 功一

## 山形県告示第1120号

次の開発行為は、完了した。

平成19年12月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年11月29日 指令村総建第5018号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市大字神町字西原1115番1、1115番2
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
東根市神町西三丁目1番40号  
株式会社 ノーベル

## 山形県告示第1121号

次の開発行為は、完了した。

平成19年12月18日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号  
平成19年10月29日 指令置総建第33号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東置賜郡高畠町大字糠野目字高野四888番7、888番10  
東置賜郡高畠町大字糠野目字高野一694番1、694番6  
東置賜郡高畠町大字糠野目字高野二870番3  
東置賜郡高畠町大字糠野目字高野3396番、3397番、3398番、3417番2、3386番
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
山形市南館五丁目3番8号  
日本製乳株式会社 代表取締役 伊勢 勝太郎

## 教育委員会関係

### 告 示

## 山形県教育委員会告示第18号

山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。

平成19年12月18日

山形県教育委員会  
委員長 石 坂 公 成

- 1 招集の日時 平成19年12月20日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 山形県文化財保護条例第20条の規定に基づく県指定無形文化財の指定について
  - (2) 山形県文化財保護条例第31条の規定に基づく県指定史跡の指定について
  - (3) 山形県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
  - (4) 山形県教育委員会における押印の見直しのための整理に関する規則の設定について
  - (5) 山形県立博物館協議会委員の解囑について
  - (6) 教育委員会職員の人事について
  - (7) 教職員の人事について

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、2等陸士、2等海士及び2等空士として採用する自衛官の募集を次のとおり行う。

平成19年12月18日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 募集期間等

| 募集種目及び募集人員                                | 募集期間                                      | 試験 期 日         | 試 験 の 概 要                    | 試 験 場 の 位 置 | 試 験 場 の 名 称    | 採用時期        |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------|------------------------------|-------------|----------------|-------------|
| 2等陸士（男子若干名）<br>2等海士（男子若干名）<br>2等空士（男子若干名） | 平成19年<br>12月18日<br>から平成<br>20年1月<br>22日まで | 平成20年1月<br>27日 | 筆記試験<br>口述試験<br>適性検査<br>身体検査 | 東 根 市       | 陸上自衛隊神町駐屯<br>地 | 平成20年<br>3月 |

### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県総務部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年12月18日

山形県庄内総合支庁産業経済部水産課長 樋 田 陽 治

#### 1 落札に係る特定役務の名称及び数量

漁業監視調査船「月峯」上架整備（定期検査）業務 一式

#### 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県庄内総合支庁産業経済部水産課総務係 酒田市山居町二丁目14番23号 電話番号0234(24)6161

#### 3 落札者を決定した日 平成19年10月19日

#### 4 落札者の名称及び所在地

有限会社家岸造船所 酒田市宮野浦字家岸585番地

#### 5 落札金額 59,430,000円

#### 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

#### 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成19年9月21日

平成19年12月18日印刷  
平成19年12月18日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056